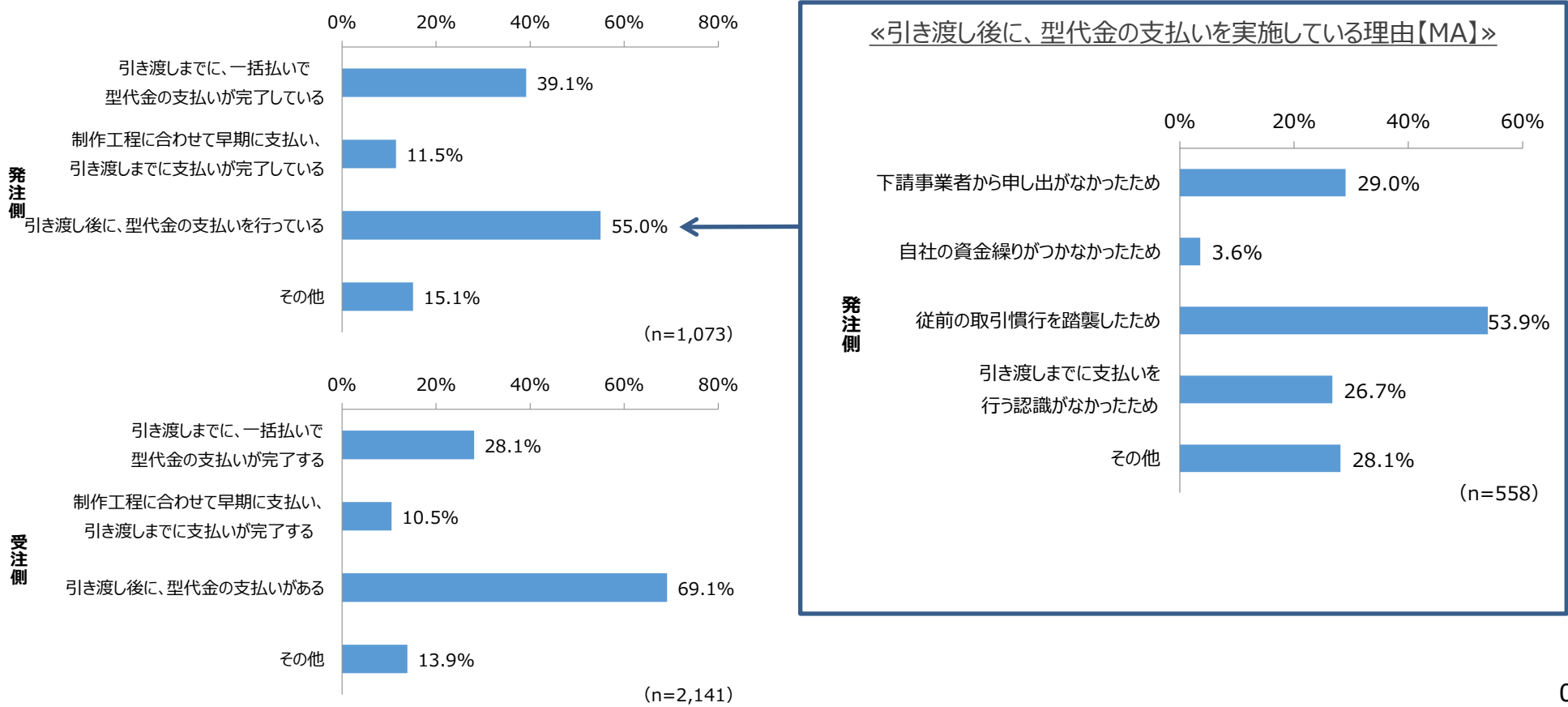


型取引の適正化進捗状況 【類型A・型代金の支払い方法・時期について】

- 類型Aの取引における型代金の支払い状況について、発注側では「引き渡しまでに、一括払いで型代金の支払いが完了している」が39.1%あるのに対して、受注側は28.1%に留まっている。
- 発注側・受注側いずれの回答においても「引き渡し後の代金支払い」が50%以上を占める結果となり、「遅くとも型の引き渡しまでに一括払いなどの方法により型代金を支払うこと」という支払時期の課題については、引き続き改善に向けて取り組みを進める必要が認められた。

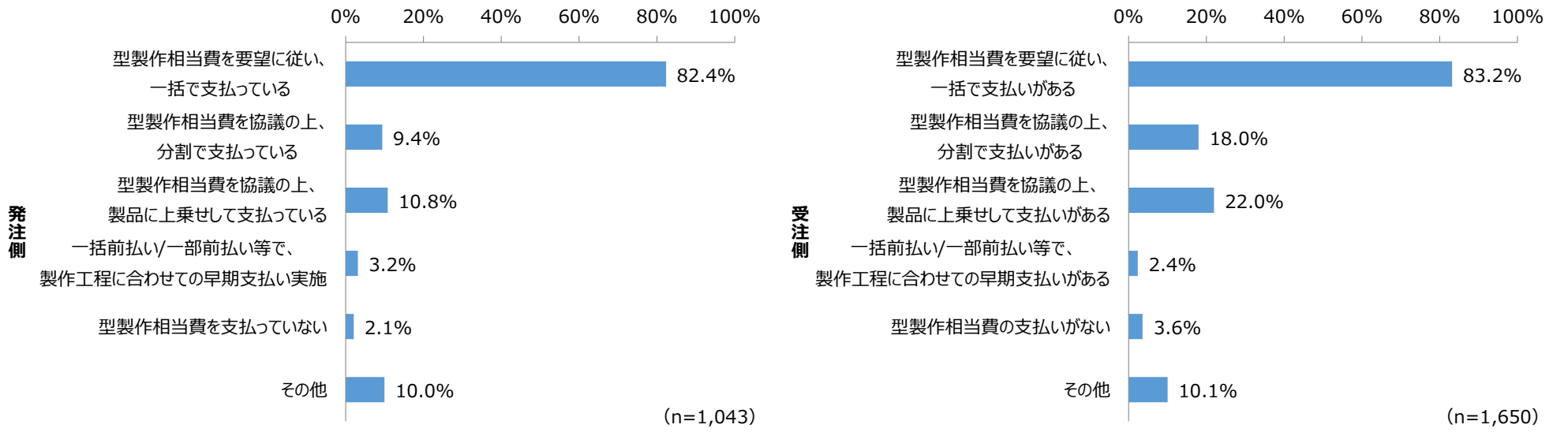
図表4 類型A・型代金の支払い状況【MA】



型取引の適正化進捗状況 【類型B・型製作相当費の支払い方法・時期について】

- 類型イの取引における型製作相当費の支払い方法・時期について、発注側・受注側いずれも「型取引相当費を要望に従い、一括で支払っている」が80%を超える結果となった。
- 「型製作相当費の支払いはない」という回答は5%未満となり、類型イの取引において型製作相当費の支払いは従前よりも進展していることがうかがえる。

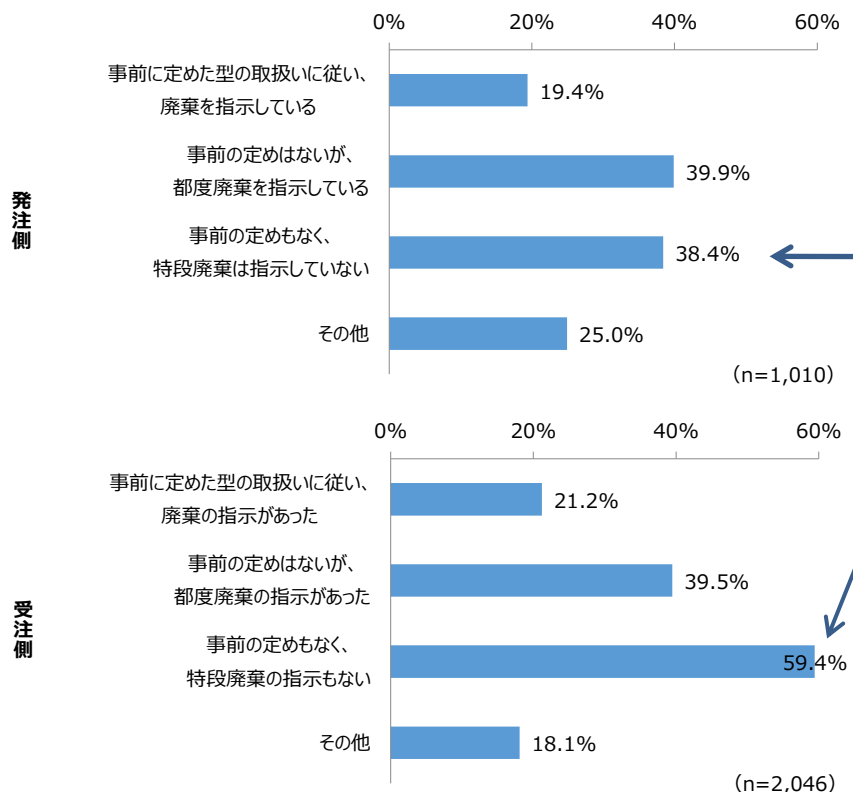
図表5 類型イ・型製作相当費の支払い方法・時期【MA】



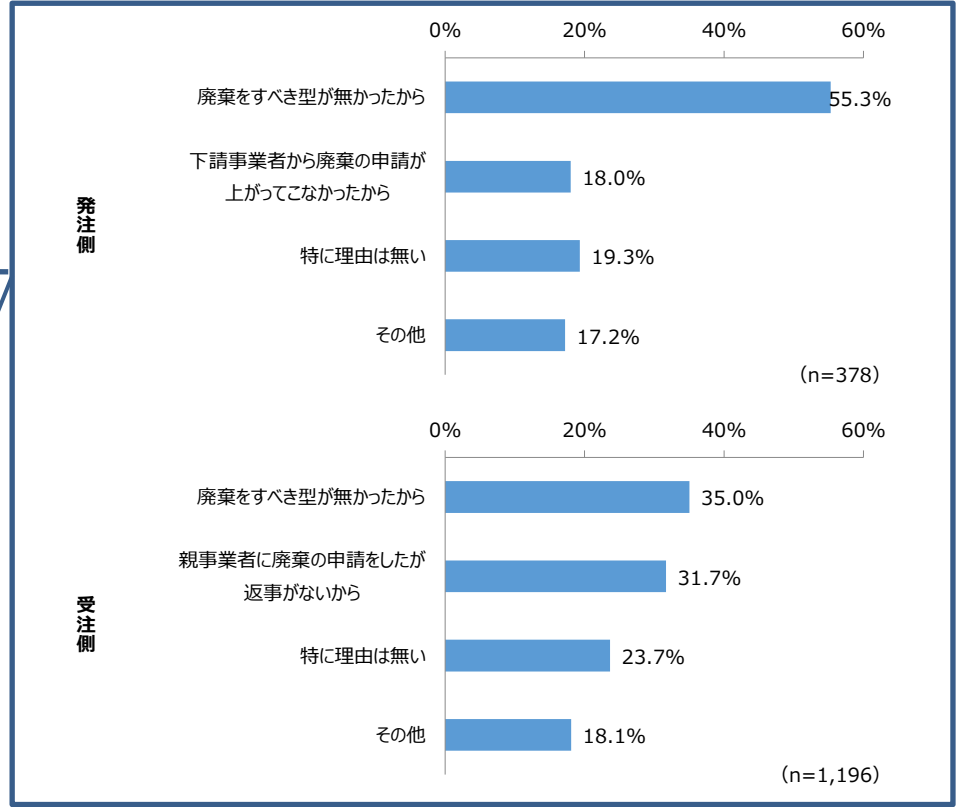
型取引の適正化進捗状況 【類型A・不要な型の廃棄の推進について】

- 類型Aの取引における量産終了後の型の廃棄指示について、発注側、受注側ともに「事前に定めた型の取扱いに従い廃棄」が約20% 「事前の定めはないが都度廃棄」が約40%となり、型の廃棄についての取組が進んでいることがうかがえる。
- ただし、受注側の60%の企業が「事前の定めもなく、特段廃棄の指示もない」と回答している。廃棄の指示をしない理由として、発注側は「廃棄すべき型が無かったから」が55.3%であるのに対し、受注側では35.0%だった。双方で約20ポイント乖離しており、型の廃棄可否に関する認識にずれがあることがうかがえる。受発注間における廃棄基準の共有化が課題。
- また、廃棄をしていない理由として、「下請事業者から廃棄の申請が上がってこなかったから（18.0%）」（発注側）、「親事業者に廃棄の申請をしたが返事がないから（31.7%）」（受注側）となっており、発注側から積極的に廃棄の指示を出すことが必要。

図表6 類型A・不要な型の廃棄の推進について【MA】



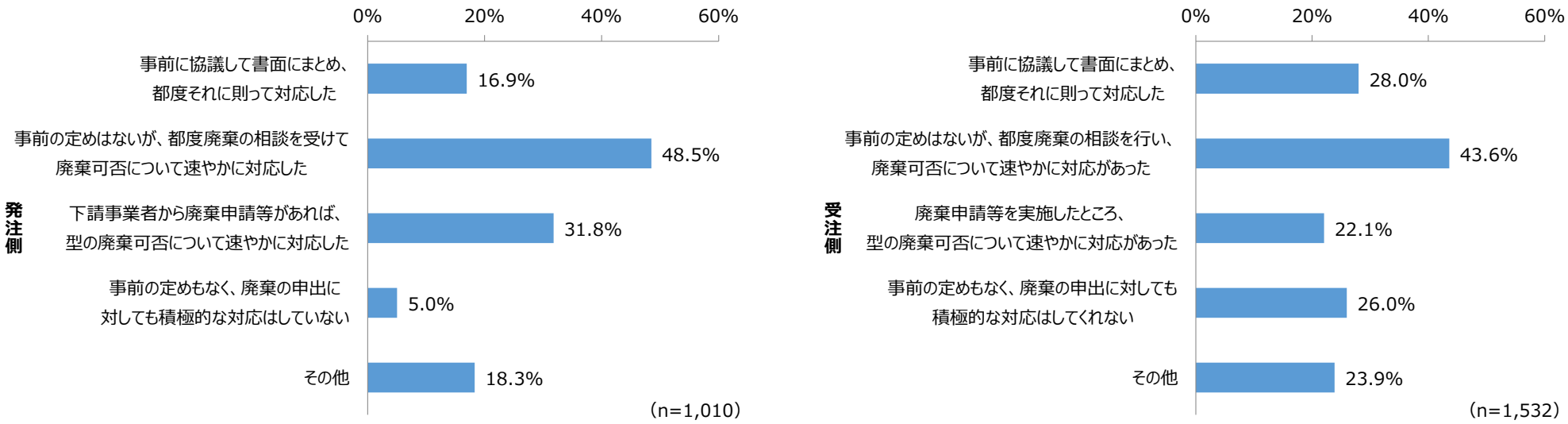
《型の廃棄を実施していない理由【MA】》



型取引の適正化進捗状況 【類型B・不要な型の廃棄の推進について】

- 類型イの取引における量産が終了した型の廃棄について、発注側・受注側ともに、「事前の定めはないが、都度廃棄の相談を受けて廃棄可否について速やかに対応した」が最も多く40%を超えた。また、発注側・受注側による「事前に協議して書面にまとめ、都度それに則って対応した」と「廃棄申請等の実施によって、型の廃棄可否について速やかに対応した」と回答が多かったことから、型の廃棄に前向きな対応が見られた。
- ただし、受注側では「事前の定めもなく、廃棄の申出に対しても積極的な対応はしてくれない」が26.0%と一定数の回答もなお存在。

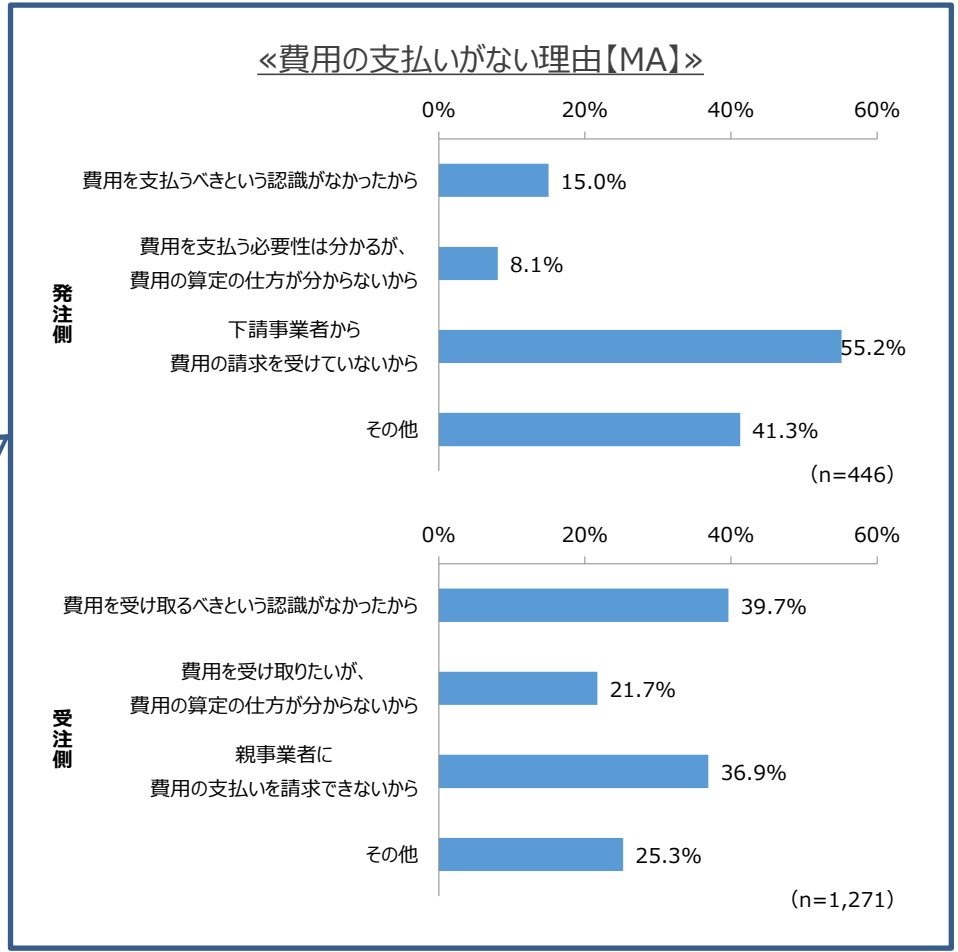
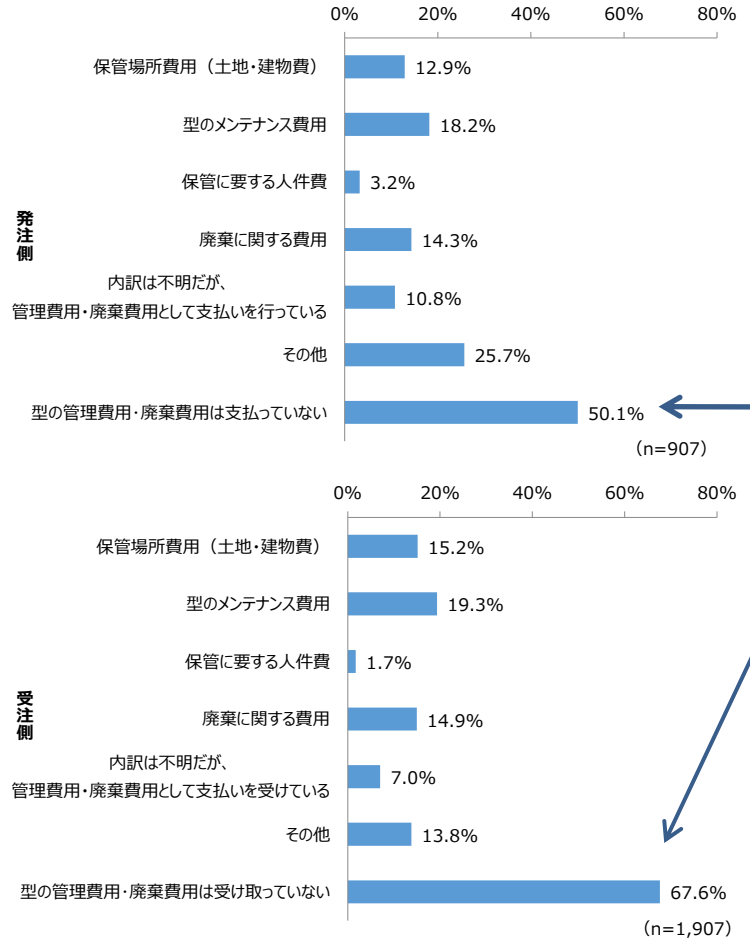
図表7 類型イ・不要な型の廃棄の推進について【MA】



型取引の適正化進捗状況 【類型A・型の保管に要する費用の支払いについて】

- 類型Aの取引における型の保管料の支払いについて、発注側も受注側も「型の管理費用・廃棄費用の支払いはない」が最も多い結果となった。
- 支払わない理由として、発注側は「下請事業者から費用の請求を受けていないから」が55.2%と最も多くなっており、発注側からの積極的な支払いの申入れが望まれる。また、発注側、受注側とも「費用を支払うべきという認識がなかった」との回答が一定数あり、保管料の支払いルールの浸透にも課題がある。

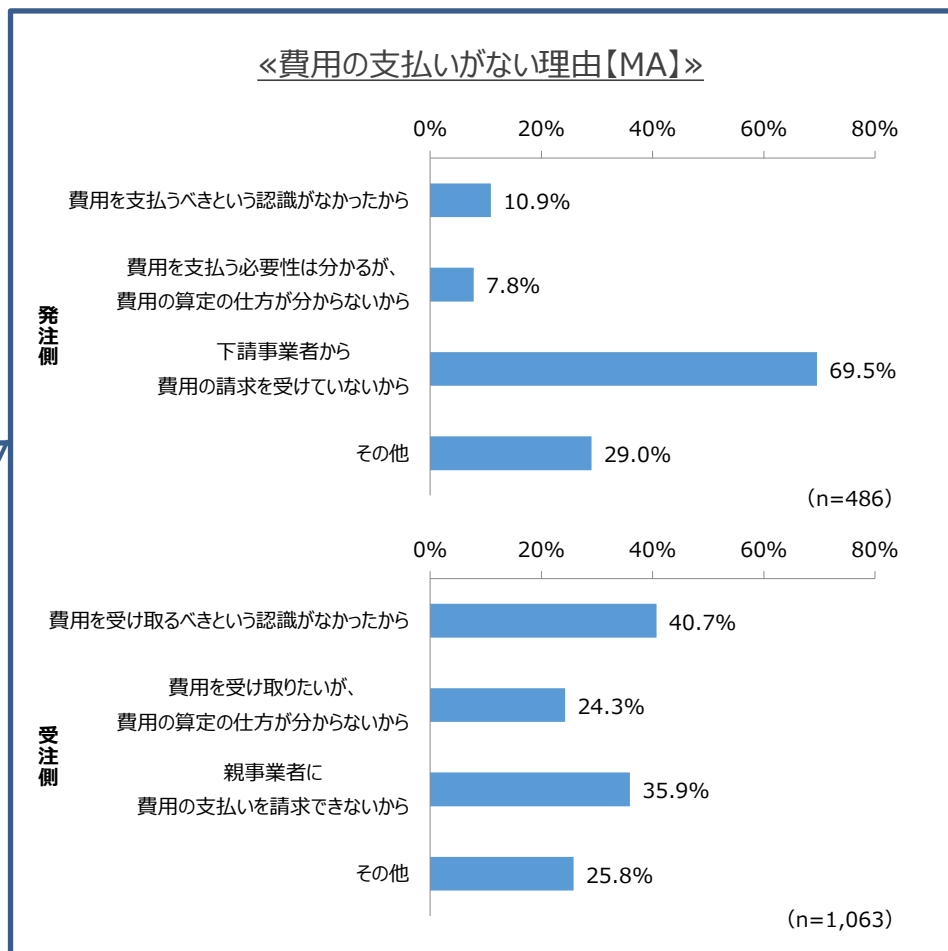
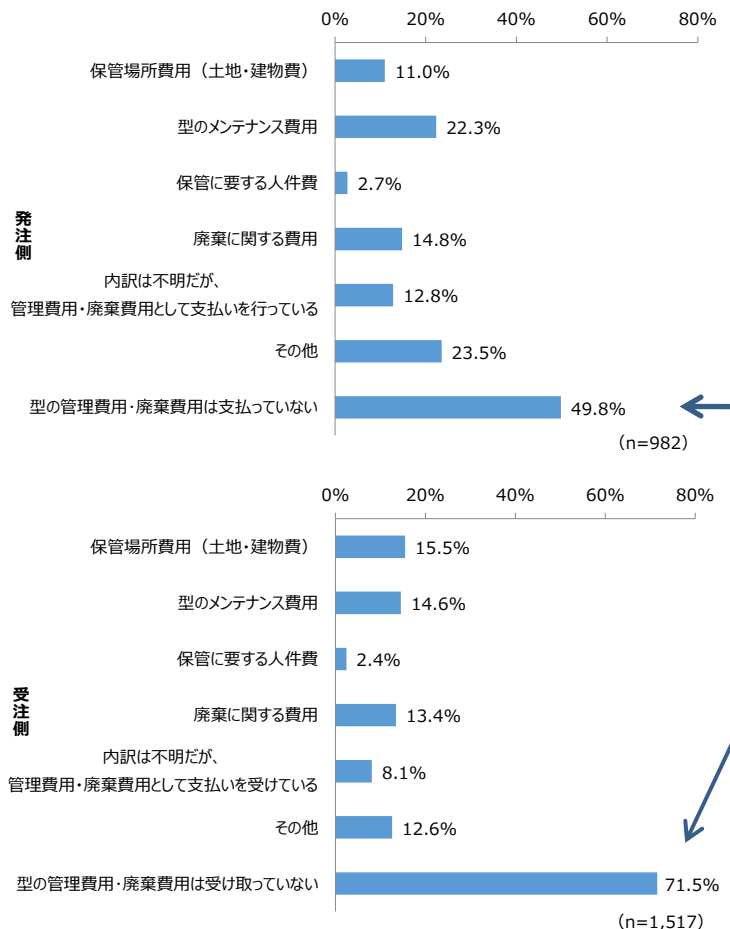
図表8 類型A・型の保管に要する費用の支払い状況【MA】



型取引の適正化進捗状況 【類型B・型の保管に要する費用の支払いについて】

- 類型イの取引における型の保管料の支払いについて、発注側も受注側も「型の管理費用・廃棄費用の支払いはない」が最も多い結果となった。
- 型の保管料を支払わない発注側の理由として、「下請事業者からの費用の請求を受けていないから」が69.5%と、類型アより割合が高くなっている。また、受注者側にも「費用を受け取るべきという認識がなかったから」「親事業者に費用の支払いを請求できないから」が高く、類型イについても発注側が保管料を負担すべきとされた協議会報告書のルール徹底が課題。

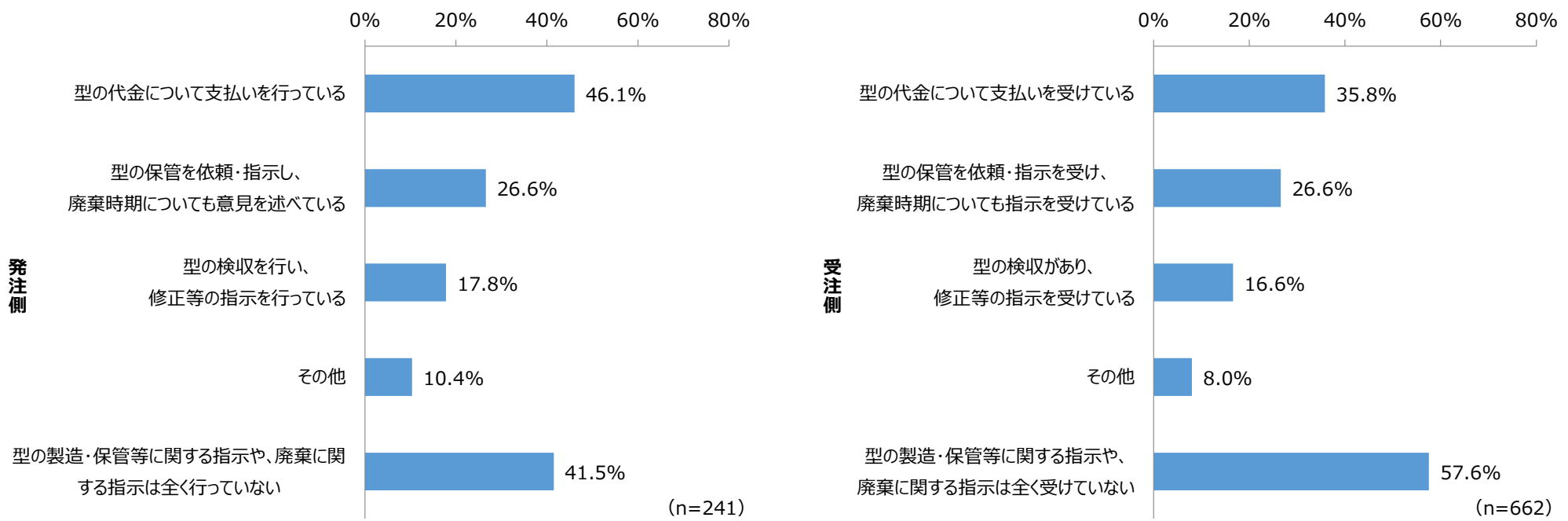
図表9 類型イ・型の保管に要する費用の支払い状況【MA】



型取引の適正化進捗状況 【類型C・型に関する取引状況について】

- 類型ウは、発注側が製造委託における型の利用一切を指示せず、受注側が型の製造から廃棄までの一切を自ら管理し、決定する取引である。
- しかし、類型ウに該当すると判断しているにも関わらず、型代金の支払いや型の検収について一定程度、指示がなされていることが確認された。この結果は類型の浸透が十分ではないことによるものか、実態の取引は類型ア・イに該当するにも関わらず類型ウに該当するとして回答がなされたもののいずれかと推察される。

図表10 類型ウ・型に関する取引状況【MA】



型取引の適正化に関する取り組み状況（取り組みが進んでいる事例） ①

取引内容の明確化

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
素形材産業	1000万円以下 20人～50人	金型の廃棄・返却・保管等について <u>取り決めた書類を作成し、取り交わしができるようになった。</u>
電機・情報通信機器産業	1000万円～5000万円 20人～50人	製造が終了した製品の金型について、 <u>返却までの期間と方法が文書によって明確となった。</u>
プレス金型設計製造	1000万円～5000万円 5人～20人	現在は発注書の中に金額、期日、 <u>支払内容すべて記載されるようになって</u> いる。

型代金の支払

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
素形材産業	1000万円以下 5人～20人	<u>金型費を一括で頂けるようになりました。</u> 金型費を製品単価に乗せて償却予定だったものが10年以上未償却だったのですが、おかげで金型費を頂く事が出来ました。
素形材産業	5000万円～3億円 100人～300人	<u>金型代金の支払条件が、24回分割から一括支払いに改善された。</u> 2020年10月以降に適用される。
自動車部品製造	5000万円～3億円 100人～300人	24回均等払いから <u>一括払いに変更</u> となった。（2020年10月1日以降の金型取引に適用）
プラスチック製品製造加工	1000万円～5000万円 5人～20人	新規の型代が、 <u>10月から一括支払いに変更</u> になりました。

型取引の適正化に関する取り組み状況（取り組みが進んでいる事例） ②

廃棄・保管料

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
素形材産業	1000万円以下 20人～50人	金型の保管場所費用の支払いのルールが通知され、 <u>支払いが定期的に行われるようになった。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 5人～20人	今年4月頃より良好になったと感じてました。 <u>不要な金型の返却が容易となり、生産機を設置でき、生産拡大等が可能となり、事業意欲、事業継承促進等、良好な環境になりました。金型の無償保管は、事業継続意欲を阻む大きな要因でした。なぜなら、「昔から」という理由で無償で保管させられてきたからです。しかし、この3～4年掛けて、次に進めるという強い意志で相当、圧縮できました。型適正化のおかげとしか、考えられません。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 50人～100人	貸与された金型および専用機のうち、長期間の流動(使用)していないものについて、 <u>親事業者の主導で型の大きさや数量の調査があり、保管費用の支払いがなされている。</u>
自動車部品製造	1000万円～5000万円 50人～100人	部品の受注状況調査が年2回あり、 <u>2年以上注文がない部品の型引上げの連絡が1ヶ月以内に来る。2年未満でも1年以上型の使用がなければ、引上げに応じてくれる。</u>
素形材産業	1000万円以下 5人～20人	20年以上受注ない14型の廃棄申請を再三お願いしていましたが、R2.8月弊社にて <u>廃棄依頼の指示があり、9月末に廃棄することができました。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 5人～20人	<u>廃止型について親事業者が引き取って、処分、又は親事業者が保管してもらえようになった。（費用は、親事業者が全て負担）</u>
その他の産業	1000万円以下 50人～100人	長年にわたる、業界の風習により、受注した側に管理責任があり膨大な量の金型の保管スペースが必要でした。この度、 <u>問題提起して頂き、まず金型履歴の整理に入り、完了後、納入先と打合せに入ります。</u> 現状は打合せ出来る資料作りを急いでいます。

型取引の適正化に関する取り組み状況（取り組みが進んでいない事例） ①

取引内容の明確化

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
プラスチック成型	1000万円～5000万円 300人～1000人	設計変更に伴う金型改造時に発注書が発行されない。また、調達に対し申請し、回答を得て単価値決めとなるが、 <u>1年以上放置される</u> こともある。
素形材産業	1000万円以下 5人～20人	型の取引条件を規定した会社間の <u>基本契約の締結に同意しない</u> 。もしくは先方の提示する基本契約書の条件に <u>型取引の適正化に関する条項がない</u> 。

型代金の支払

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
自動車部品製造	1000万円～5000万円 50人～100人	売上比率が高いお客様であるが、製品を製作するための型の費用について <u>24回の分割払い</u> となっている。受注決定から量産品が立ち上がるまで1年弱を要し、量産品を納めたタイミングが支払い開始となるため、 <u>資金を回収するのに3年弱</u> かかっている。弊社は金型メーカーに一括払いしており、資金繰りの負担が大きい。以前より一括払いをお願いしているが改善はされない。
プラスチック射出成型	1000万円～5000万円 5人～20人	新しい型の検収が4～6か月かかり、検収後の入金に5か月待たなければならない。金型業者への支払のため <u>資金を借り入れねばならない</u> 。新型立ち上げ時に、大幅な寸法変更が発生し、金型代では支払えないとのことで <u>製品価格に転嫁</u> したが、当該製品が打ち切りになり、未回収分を回収できない。
自動車部品製造	3億円～10億円 20人～50人	<u>24回払いがなくなる</u> ない。金型製作の原材料代の支払いが先行し、 <u>金型の受注が増すほど資金繰りが悪化する</u> 。（売上は伸びるが、代金回収が24回なので。）

型取引の適正化に関する取り組み状況（取り組みが進んでいない事例） ②

廃棄・保管料

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
プラスチック製品製造	1000万円以下 20人～50人	貸与されている金型が20型程度あり、2年以上生産のない金型について廃棄若しくは滅却の申請依頼を依頼しているが、医療機器は製品寿命が長いので、 <u>（サプライチェーンの）頂点企業からの許可が下りないとの回答を繰り返すばかりで進展しない他、保管料の相談をしても支払えないとの回答しか得られず対応に苦慮している。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 5人～20人	数十年前から金型はほとんど廃却していないし、保管費用はもらっていない。部品が永年終了とならないと廃却できないと言われ、それに伴う設備、補用部品の保管管理も行っている。 <u>今までに永年終了となった部品は数点のみ。4～5年前から相談しているが、当社1社だけ対応するのは難しいとの回答。</u>
プラスチック製品製造	5000万円～3億円 50人～100人	無償支給の金型で成形加工を受託。弊社の量産自体は終了しているが、 <u>先方の金型保管スペースがないとの理由から金型返却ができず、弊社での保管が続いている。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 20人～50人	<u>使用していない金型で敷地が埋めつくされています。このままでは持続可能な商売ではないと気づきました。下請けという立場からそれなりの言葉を選んで伝えてはいますが状況は変わりません。息子を後継者にと考えておりますが、これで良いのか悩んでおります。</u>
素形材産業	1000万円以下 5人～20人	基本的に所有権が客先にある場合、勝手に廃棄できず、 <u>申請しても「うちも困ってる」で返されてしまい話が進まない。</u> そのくせ金型管理を要求され、 <u>下請けの倉庫は万年飽和状態</u> です。
その他（多岐にわたる）	1000万円～5000万円 5人以下	<u>（親事業者が）保管してる金型を把握していない。管理確認書類に記載のない不動態の廃棄を依頼しても、行ってもらえない。廃棄費用や管理費について具体的な話が出たことがない。</u>

型取引の適正化に関する取り組み状況（取り組みが進んでいない事例） ③

知的財産権の侵害

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
金型製造業	1000万円～5000万円 20人～50人	親事業者は、金型代金には図面代も含まれていると主張し、金型の修理時に必要になるからと、 <u>別途代金を支払わずに金型データ・図面を要求する。</u>

その他

受注側企業の業種	資本金・従業員数	内容
電機・情報通信機器産業	1000万円以下 20人～50人	金型廃却許可が下りても、廃却手続きに手間が掛かるにもかかわらず費用請求ができない。 <u>自社で廃却した場合、逆にスクラップ費用を請求される。</u>
素形材産業	10億円～100億円 1000人～10000人	明らかに量産時よりも少量となり、 <u>補給品となっていると思われるにもかかわらず、量産時と同単価を強要される。</u>
自動車部品製造	1000万円以下 5人以下	進捗度合いに応じた支払の条件として <u>当社の決算書開示および毎月の資金繰り状況の報告を義務化。</u> その内容における発注調整やアドバイスは一切なし。 <u>拒否すれば今後の取引解消をにおわせる。</u>
電機・情報通信機器産業	5000万円～3億円 50人～100人	<u>保守メンテナンスは「やって当たり前」という考えで、費用をみて頂けない。</u>
プラスチック射出成形、建築部品・自動車部品・交通機器等	1000万円～5000万円 20人～50人	金型の故障等が発生した場合、 <u>責任の所在があいまいです。</u>
電機・情報通信機器産業	1000万円～5000万円 20人～50人	型の摩耗等による劣化での型更新を認めない。

Gメンによるヒアリングで把握した具体的事例

良い事例

()内は親事業者の業種／聴取時期

- 業界団体等による指導がなされているおかげか、**A社**から1年以上動いていない金型を9月までにリストアップするよう依頼があった。廃棄または保管料が支払われる方向であり、助かっている。(工作機械／8月)
- **B社**の木型について、保管料検討の動きがある。(産業機械／8月)
- **C社**より、今年4月から約100型ある金型の保管料として月数千円の支給が始まった。(自動車／8月)
- 昨年下請Gメンから説明された政府の取組を親事業者**D社**に説明し、保管金型について交渉した。その結果、**D社**の上位である親事業者**E社**と**F社**所有で一定以上稼働していない金型の廃棄が了承され、今年の春までに廃棄を実施した。型の保管用に借りていた倉庫も解約し、固定費負担が無くなった。(自動車／8月)
- **G社**は、今年から使わなくなった型の保管費用を支払ってくれることとなった。(産業機械／9月)
- 8月に**H社**から金型取引に関する取り決めを書面にしたいと相談があり、その中に保管の目安として「最終生産後3年」と記載があった。(電機・情報通信機器／9月)
- 15年以上古い金型を保管していたが、**I社**に今年新聞で知った政府の型取引適正化の取組を話して強気で交渉した結果、数千型を廃棄することができ、保管期間は長いもので5~6年になった。(電機・情報通信機器／9月)
- **J社**は、今年3月から、当社の型の保管スペースから算出した保管料を払ってくれるようになった。(映像関連機器／9月)
- 今年1月に**K社**から当社及び当社の外注先に対し、型の底面積を算定基準として1年分の保管料が支払われた。(自動車／9月)
- 昨年より親事業者の関心が高まっており、保管状況や廃棄についての確認が増えている。今後親事業者との協議により、保管・廃棄の規定などの書面化を行っていく予定。(自動車／9月)
- 最近、**L社**の方から、注文が無くなった部品の型について廃棄又は引き取りをされると言われた。(分析機器／10月)
- 今年1月に、**M社**から型の保管料支払いの希望調査があった。(産業機械／10月)

Gメンによるヒアリングで把握した具体的事例

()内は親事業者の業種／聴取時期

問題事例

- ▲ 型の取引条件に係る書面はない。型代金は36回の分割払いとなっている。(自動車／8月)
- ▲ **N社**の本社管理部からは「保管中の金型について返却・廃棄等の申し出をするように」と言われ申し出たが、担当事業部が対応せず実現できなかった。(自動車／8月)
- ▲ **O社**の型については廃棄・返却・保管の取り決めはなく、古いものは60年前から保管しており、廃棄したい型について当社から問い合わせても「もう少し待って欲しい」と引き延ばされてそのまま保管継続となっている。費用は貰えていない。(自動車／8月)
- ▲ 土地を借りて型を保管しているため、**P社**に保管料の支払いを要請しているが、支払いの動きはない。(自動車／8月)
- ▲ **Q社**の金型保管期間は書面化されていないが、目安は30年となっている。量産期間が10年、サービスパーツ期間が10年、その後注文が出ない期間の10年を保管した後、数年分の予備用部品を製造後に廃棄となる。保管費用、破棄費用については明確になっておらず、支払われない。(自動車／8月)
- ▲ 保管中の金型は全部で数千個あるが、95%が動いていない。**R社**に対するサービスパーツの供給義務が15年あるため、それらの金型を保管、維持、メンテしなければならないが、その費用は貰っていない。さらに金型の廃棄を要請しても回答が無いが、**R社**の親事業者である自動車メーカー**S社**が了解しないと廃棄出来ない、と言われる。(自動車／8月)
- ▲ **T社**との取引では、型の所有権は親事業者であり、預かり証を出して保管している。一番古い型は20年ほど前から保管しているため引き取りを依頼しているが返事がない。(自動車／9月)
- ▲ 昨年11月に**U社**から「量産終了後15年で金型を廃棄する」ことをルール化すると話があったが、具体的な取り決めには進んでいない。(自動車／9月)
- ▲ 先日**V社**から金型製作相当費の24回分割払いの金利相当額を負担すると申し出があったが、高額な金型が多く資金繰りが厳しいため一括払いを要請したところ、「他社と同様にしている」との理由で拒否された。(自動車／9月)
- ▲ 当社から**W社**に対して廃棄や返却の相談をしているが基本的に廃棄の許可が下りることはない上、無償で保管を強いられている。(工作機械／10月)
- ▲ 量産終了から相当年数を経過した型でも**X社**から廃棄申請が認められることは少なく、保管費用も自社負担。取扱いなどについて書面で取決めをしてほしい。(産業機械／10月)